

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、後期高齢者医療保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年4月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者に対し、保険者である富山県後期高齢者医療広域連合を介し保険給付業務等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保険資格、給付管理 ②保険料の賦課、徴収、還付 ③保健事業
③システムの名称	後期高齢者医療システム、宛名管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、中間サーバー、統合宛名(連携)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第85項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報照会の根拠) ・同命令第2条の表の第117項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う際は、必ず複数の職員で確認しリスクへの対策を講じている。また、定期的に特定個人情報の取扱いに関する資料等を再確認し、意識の向上を図っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は 何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	当該事務にかかる対象人数 が確定したため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	保険年金課長 堂故 真二	保険年金課長 柴野 泰彦	事後	平成29年4月1日付人事異動 による
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編 による
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日	平成29年4月1日	事後	見直しによる
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日	平成29年4月1日	事後	見直しによる
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	保険年金課長 柴野 泰彦	保険年金課長	事後	見直しによる
平成30年6月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編 による
平成30年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	見直しによる
平成30年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	見直しによる
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直しによる
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直しによる
令和1年5月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務	③システム名称 総合行政情報システム(後期高齢者医療)、統 合宛名(連携)システム、中間サーバー、後期高 齢者医療広域連合電算処理システム	③システム名称 総合行政情報システム(後期高齢者医療)、宛 名管理システム、後期高齢者医療広域連合電 算処理システム	事後	見直しによる 市から直接情報提供ネット ワークシステムを用いて、情 報提供、取得を行っていない。 (広域連合にて実施)
令和1年5月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	①実施の有無 実施する。 ②法令上の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・80、83の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・82の項	①実施の有無 実施しない。 ②法令上の根拠 実施していないので未記載	事後	見直しによる 市から直接情報提供ネット ワークシステムを用いて、情 報提供、取得を行っていない。 (広域連合にて実施)
令和1年5月21日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	接続しない(入手)「 」 接続しない(提供)「 」 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分 か「十分である。」 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分 か「十分である。」	接続しない(入手)「○」 接続しない(提供)「○」 入手/提供しないため、本項目の記載なし	事後	見直しによる 市から直接情報提供ネット ワークシステムを用いて、情 報提供、取得を行っていない。 (広域連合にて実施)
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、 被保険者に対し、保険者である富山県後期高 齢者医療広域連合を介し保険給付業務等を行 っている。特定個人情報ファイルは、以下の 場合に使用する。 ①保険資格、給付管理 ②保険料の賦課、徴 収 ③保健事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、 被保険者に対し、保険者である富山県後期高 齢者医療広域連合を介し保険給付業務等を行 っている。特定個人情報ファイルは、以下の 場合に使用する。 ①保険資格、給付管理 ②保険料の賦課、徴 収、還付 ③保健事業	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ③システムの名称	総合行政情報システム(後期高齢者医療)、宛 名管理システム、後期高齢者医療広域連合電 算処理システム	後期高齢者医療システム、宛名管理システム、 後期高齢者医療広域連合電算処理システム、 中間サーバー、統合宛名(連携)システム、	事後	見直しによる
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	①実施の有無 実施しない。 ②法令上の根拠 未記載	①実施の有無 実施する。 ②法令上の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・82の項	事後	見直しによる
令和4年3月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	市長政策部 広報情報課	市長政策部 情報政策課	事後	令和3年4月1日付組織改編 による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年11月1日	事後	見直しによる
令和4年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年11月1日	事後	見直しによる
令和4年3月1日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 委託	委託しない「○」 委託しないため、対策の項目の記載なし	委託しない「」 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 「十分である。」	事後	見直しによる
令和4年3月1日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。)	提供・移転しない「○」 提供・移転しないため、対策の項目の記載なし	提供・委託しない「」 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 「十分である。」	事後	見直しによる
令和4年3月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	接続しない(入手)「○」 接続しない(提供)「○」 入手/提供しないため、本項目の記載なし	接続しない(入手)「」 接続しない(提供)「○」 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 「十分である。」 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 「」(提供しないため記載なし)	事後	見直しによる
令和4年3月1日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	「」自己点検 「○」内部監査 「」外部監査	「○」自己点検 「○」内部監査 「」外部監査	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅰ 関連情報－3. 個人番号の 利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 59の項	番号法第9条第1項、別表の第85項	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	Ⅰ 関連情報－4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携－法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・82の項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報照会の根拠) ・同命令第2条の表の第107項	事後	番号法の改正及び主務省令 の制定による
令和6年5月27日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	市長政策部 情報政策課	未来政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和6年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日	令和6年5月27日	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日	令和6年5月27日	事後	見直しによる
令和6年12月16日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒933-8601富山県高岡市広小路7番50号 総 務部 総務課 0766-20-1254	〒933-8601富山県高岡市広小路7番50号 総 務部 総務課 0766-20-1242	事後	電話番号の変更による
令和6年12月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年5月27日	令和6年12月16日	事後	見直しによる
令和6年12月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月27日	令和6年12月16日	事後	見直しによる
令和6年12月16日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人としてのミスが発生するリス クへの対策は十分か 判断の根拠	—	十分である 特定個人情報を取り扱う際は、必ず複数の職員 で確認しリスクへの対策を講じている。また、定 期的に特定個人情報の取扱いに関する資料等 を再確認し、意識の向上を図っている。	事後	様式変更による評価実施
令和6年12月16日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	—	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更による評価実施
令和7年3月28日	Ⅰ 関連情報－4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携－法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報照会の根拠) ・同命令第2条の表の第107項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報照会の根拠) ・同命令第2条の表の第117項	事後	見直しによる
令和7年3月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年12月16日	令和7年3月28日	事後	見直しによる
令和7年3月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年12月16日	令和7年3月28日	事後	見直しによる